

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年11月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900198号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900081号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年5月8日から平成3年8月1日まで
② 平成3年9月27日から同年10月12日まで

平成2年5月8日から平成3年10月12日までの期間は、A社に継続して勤務しており、同社から給与とともに受け取った給与明細書には厚生年金保険料額が明記されていたため、厚生年金保険に加入していると思っていたが、同社が廃業した時に年金記録を確認したところ、加入期間が平成3年8月の1月間のみであることが判明した。その後、自分で、年金の保険料が未納となっていた期間の国民年金保険料を遡って納付した。請求期間の給与明細書は手元にないが、同社から支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたことから、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間①において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、請求者のことを記憶していないと陳述している上、当時のことは全く記憶しておらず、同社に係る関係書類については、すべて処分した旨陳述していることから、請求期間①当時の請求者の勤務形態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、A社は、請求期間①の期間中である平成2年7月4日に休業を事由として厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、商業登記簿謄本により確認できる本店移転登記後の平成3年8月1日に新たに適用事業所となるまでの期間については、厚生年金保険の適用事業所であることを確認することができない。

さらに、A社において、平成3年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚に照会し、複数の同僚から回答を得たが、同社に係る給与明細書を保管している者はおらず、請求期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認することができない。

- 2 請求期間②について、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間②において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、請求者のことを記憶していないと陳述している上、当時のことは全く記憶しておらず、同社に係る関係書類については、すべて処分した旨陳述していることから、請求期間②当時の請求者の勤務形態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、前述の複数の同僚は、A社が廃業した日を具体的に記憶している者はいない上、請求期間②に係る給与明細書を保管している者もないことから、同社の事業の状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、A社は、請求期間②の始期である平成3年9月27日に解散を事由として厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、請求者に係るオンライン記録には遡及訂正等の不自然な記録の訂正処理が行われた形跡も見当たらない。

- 3 オンライン記録により、請求者と同様に、平成2年5月から平成3年10月までの期間にA社に係る雇用保険の加入記録がある同僚の厚生年金保険の被保険者期間は、同年8月1日から同年9月27日までの期間であることが確認でき、請求期間①及び②において、同社の厚生年金保険被保険者とされていない。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。